

**新型コロナウイルス感染症対策本部（第18回）**  
**議事概要**

**1 日時**

令和2年3月7日（土）17時40分～17時55分

**2 場所**

官邸4階大会議室

**3 出席者**

内閣総理大臣 安倍 晋三

副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣 麻生 太郎

総務大臣，内閣府特命担当大臣 高市 早苗

法務大臣 森 まさこ

外務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣，内閣府特命担当大臣 梶山 弘志

環境大臣，内閣府特命担当大臣 小泉 進次郎

防衛大臣 河野 太郎

内閣官房長官 菅 義偉

復興大臣 田中 和徳

国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 衛藤 晟一

内閣府特命担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 北村 誠吾

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

国土交通副大臣 青木 一彦

内閣官房副長官 西村 明宏

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣法制局長官 近藤 正春

内閣総理大臣補佐官 木原 稔

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一

内閣危機管理監 沖田 芳樹

国家安全保障局長 北村 滋

内閣官房副長官補 古谷 一之

内閣官房副長官補 前田 哲

## 4 議事概要

### 【厚生労働大臣】

まず、国内の発生状況については、国内の事例は 392 名と前日から 59 名増加しており、このうち 31 については、クラスター等の感染経路を把握できている例であり、残りについては、今のところ調査中です。また、退院の状況については、国内事例とクルーズ船を足すと 321 名の方が既に退院していることとなります。重症者数は、国内事例とクルーズ船足すと、現在 60 名の重症者がおられますが、これまで症状が改善をされた方が別途 12 名いらっしゃいます。

また、我々が設置しているクラスター班について、北海道、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、高知県の 6 道府県に計 18 名を送っております。特に大阪府のコンサートイベント 2 会場について、大阪府以外の 12 都道府県において、そことつながりがある事例が判明しております。大阪府の知事から各知事に対して、この 2 会場のイベントの時間等を伝え、そこに参加した人は帰国者・接触者外来相談センターに相談して欲しいということを伝達をしておられます。私の方からも重ねてそれを国民のみなさんをお願いしているところです。

それから、緊急対応策の関係で、私どもとしては、総合的なマスク対策、病床確保、PCR 検査態勢の強化といった国内感染拡大の防止と医療提供体制の構築、雇用調整助成金の特例措置の拡大、学校の臨時休業に対応する新たな助成金や放課後児童クラブに関する追加的な支援等の施策を盛り込んでまいります。

また先日、閣議了解された検疫の強化については、3 月 9 日からの着実な実施に向け、体制の整備を図るとともに具体的な詳細をホームページで発信することによって、影響を受けられる方々についても今後の見通しが立てられるようにしていきたいと考えております。

### 【総務大臣】

新型コロナウイルス感染症の対策におきましては、現場の地方公共団体の役割が極めて大きく、地方公共団体の声に丁寧に対応していくことが重要になってきます。総務省では、2 月 26 日以降、都道府県・政令指定都市の幹部と総務省職員との間の 1 対 1 の連絡体制を通じ、政府の具体の施策展開について地方公共団体にタイムリーに情報を提供するとともに、地方公共団体のご要望を関係府省にフィードバックさせていただいております。

3 月 5 日には、地方六団体と、総務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省との間で、新型コロナウイルス感染症対策の推進について、意見交換を行いました。地方公共団体からの要望には、関係府省もできるものから迅速に対応いただいております。心より感謝申し上げます。今回とりまとめる「第 2 弾の対応策」は、地方公共団体の要望に対する対応の結果を可能な限り具体化させるものと認識しております。

関連する地方負担につきましては、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、関係省庁と連携して適切に取り組んでまいります。

### 【財務大臣 兼 内閣府特命担当大臣（金融担当）】

感染拡大に伴って、大企業・中小企業問わずインバウンド需要の減少やいわゆる各

種イベント・営業等の自粛などによって売上が急減し、資金繰りに苦しんでいる事業者が多いということで、一部では貸渋りも発生しているとの声も聞かれます。こうした状況を踏まえ、先般、官民の金融機関に対し、適時適切な貸出等の配慮の要請を行ったところ。それ以降も、事業者からの資金繰りに関する不安の声に加えて、年度末を控えて金融繁忙期ということもありまして、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、昨日、改めて、官民の金融機関に対して、事業者の実情に応じた十分な対応に万全を期してもらうよう要請したところ。す。

金融庁におきましては、民間金融機関における事業者の資金繰り支援の促進を、当面の検査・監督の最重点事項として、特別ヒアリングを実施します。各金融機関の取組状況を適時適切に確認し、さらに、民間金融機関に対して、貸出の条件変更等の取組状況の報告を求め、その状況を公表するなど、民間金融機関による適切な取組が推進されるよう、環境整備に努めております。

政策金融ではすでに5,000億円の貸付・保証枠を確保して、事業者に対応しているところではありますが、今回のような事態が生じた場合には、リーマンショックの時の経験に鑑みれば、政策金融が果たす役割は大きいと考えています。このため、今回の感染拡大により経済的影響を受けた事業者が、資金繰り倒産を回避するために、政府として、中堅・大企業にも目配りしつつ、中小・小規模事業者を中心に強力な資金繰り支援を講じていくべきであると考えております。

#### 【農林水産大臣】

感染拡大の防止のため、農林水産省として万全の対応に努めておりますが、北海道での感染者数の増加に伴い、農林水産業や中小企業の現場からは、営農や操業の継続に不安の声が聞こえています。このため、明日から伊東農林水産副大臣とサポートチームを北海道に派遣し、現地対策本部を設置します。関係者との意見交換を通じ、酪農をはじめ、大規模畑作、水産業及び卸売市場等の事業継続のためのガイドラインを作成いたします。このガイドラインを我が国全般に横展開することが多くの生産者や流通業者の方々が抱えている不安の解消の一助になるものと考えております。作成に当たっては、疫学的観点からのアドバイスが必要と考えておりますので、厚生労働省並びに関係省庁の御協力をよろしくお願いいたします。

また、外食需要や観光客の減少に伴い、高級食材である牛肉やまぐろ、カニ等の価格下落、そして、大型イベント等の自粛に伴い、花や果実等の価格下落が進んでいます。今回の中国及び韓国からの入国者に対する新たな措置により、技能実習生の受け入れも含め、更なる影響が予想されます。引き続き、あらゆるネットワークを活用しながら、的確な情報収集を行い、農林漁業者及び食品製造業者等への影響を最小限に食い止めるよう取り組んでまいりたいと思っております。

#### 【経済産業大臣】

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や学校の一斉休業などの状況変化に加え、年度末の金融繁忙期を控え、事業者からの相談が増加している状況を踏まえて、昨日、改めて、審査や融資について、最大限のスピードで万全の対応を行うこと、既往債務の条件変更などに最大限の配慮を行うことなどについて、金融庁とともに政府

系及び民間の金融機関に対して要請を行いました。引き続き、事業者からの最大の関心である資金繰りについて、状況を注視するとともに、必要な対策を迅速に講じていきます。

### 【国土交通副大臣】

国土交通省では、深刻な影響を受けている観光業への対応として、誤った情報に基づく訪日旅行控えが起きないように、TV・新聞・SNS・WEB等のあらゆる媒体を活用した正確な情報発信、来たるべき反転攻勢に転じるための基盤整備として、魅力的な旅行コンテンツの造成、キャッシュレス化やバリアフリー化等の受入環境整備などの取組を強力に推進するとともに、これまでも実施してきました。感染の終息後には、人の流れを回復するため、観光需要の喚起を含めた国をあげたキャンペーンも検討してまいります。

公共交通機関等と連携した感染拡大防止策・水際対策、受注者の申し出に基づく公共工事等の工期延期などの取組も進めてまいります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への資金繰り対策の強化、雇用調整助成金の特例措置の拡大などの支援策が、大変厳しい経営環境におかれている観光業や貸切バス等の観光関連産業の隅々まで届くよう、プッシュ型で、制度の周知徹底や現場のニーズ把握に全力で、引き続き、取り組んでまいります。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大によって経済的な影響を受けた多くの事業者がいます。こうした方々の声をしっかりと拾い、躊躇なく、必要な対策を講じてまいります。

### 【西村国務大臣】

昨日、安倍総理より、新型コロナウイルス感染症による国民生活や経済に及ぼす影響を最小限とするため、関係大臣と協力して、必要な法案の今国会への提出と早期成立を図り、政府一体となって取組を強力に進めるよう指示を受けました。今がまさに、この感染症を終息させる上で重要な時期であり、あらゆる可能性を想定して、対策を進めていくことが必要です。現在、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の対象とするための法律改正の準備を進めています。来週、速やかに国会に提出できるよう準備を進めてまいりますので、各大臣におかれましては、法案の早期の国会提出と成立に向け、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

### 【内閣総理大臣】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、国民の皆様には大変な御苦労をおかけしています。経済の面においては、雇用の維持と事業の継続を、当面最優先に全力を挙げて取り組みます。先般、雇用助成金制度の大幅な拡充を行ったところですが、今回の学校の臨時休校要請によって職場を休まざるをえなくなった保護者の皆さんについては、全額国費による助成金により、正規・非正規を問わず、休職中の給与の手当を行います。また、放課後児童クラブや学校教室の活用など、地域の実情に応じて、実施いただいている取組についても、全額国費で支援いたします。併せて、学校給食休止の影響についても、きめ細かい支援を行います。加えて、今回の感染拡大

の影響を受けて、休業や失業に直面し、生活に困難を生じている方の生活立て直しのための支援を早急に検討してください。

大変厳しい状況に置かれている全国の中小・小規模事業者の皆さんに、しっかりと事業を継続していただけるよう、資金繰りについては、これまでの前例に捉われず、強力な支援策を講じます。日本政策金融公庫等において、特別貸付制度を創設し、売上が急減した個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して、実質無利子・無担保の融資を行うことといたします。これらは第一弾の緊急対応策で講じた 5,000 億円の資金繰り対策も含め、遡って適用し、万全を期します。このほか、中堅企業、大企業に対しても、危機対応業務を発動するなど、強力な資金繰り対策を進めてください。

さらに、民間金融機関による資金繰り支援、これまでに発生した債務についての返済猶予などの条件変更についての迅速かつ柔軟な対応も重要です。金融庁において、銀行法等による報告徴求命令を発出することとしているところですが、それに基づき、民間金融機関における貸出条件変更等、支援への取組状況を適切にモニタリングしてください。

こうした取組を含め、第二弾の緊急対応策について、1、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、2、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、3、事業活動の縮小や雇用への対応、4、事態の変化に即応した緊急措置等を柱として、10日の取りまとめを目指し、各省において施策の具体化を加速させてください。

また、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とするための法律改正について、来週速やかに国会に提出できるよう、準備を進めております。西村大臣を中心に、関係大臣は法案の早期の国会提出と成立に向け、全力を挙げてください。

以上